

長崎市建設工事有資格業者 各位

長崎市理財部契約検査課長

平成31年6月1日以降の「解体」の入札参加資格等について（お知らせ）

建設業法の改正(平成28年6月1日施行)により建設業の許可業種に解体工事業が新設され、とび・土工工事業の建設業許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、平成31年5月31日までの間は、解体工事業の建設業許可を受けずに解体工事を施工することが可能となっていることから、本市における「解体」に係る入札参加資格についても経過措置期間を設けていますが、平成31年6月1日以降の本市における「解体」に係る入札参加資格等の取扱いを次のとおりお知らせします。

1 平成31年6月1日以降の「解体」の入札参加資格について **重要**

「解体」の名簿登録は次の要件をすべて満たす方に限り、認められます。

- ア 解体工事業の建設業許可を有すること。
- イ 解体工事の工種において、経営事項審査を受審していること。

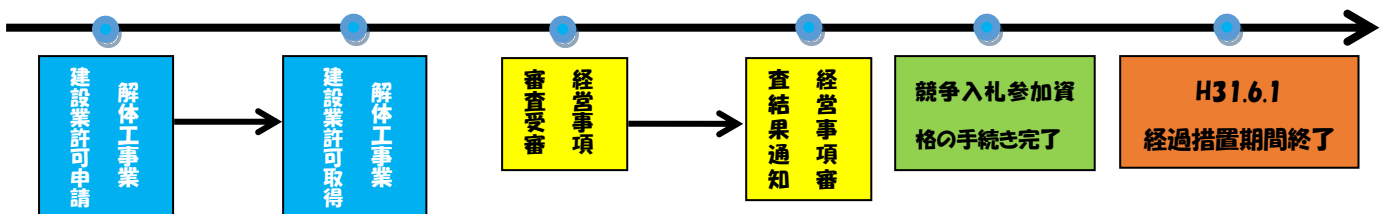
※1 平成31年6月1日以降も引き続き「解体」の工種登録を希望される場合は、解体工事業の建設業許可の取得かつ、解体工事の工種において経営事項審査を受審しており、さらに、平成31年5月31日までに本市の競争入札参加資格の手続きが完了している必要があります。

したがって、平成31年6月1日時点において、これらの要件を満たすことができない場合は、「解体」の入札参加資格の登録を取り消します。

なお、上記ア及びイの手続き等に関しては、許可行政庁及び登録機関にお問い合わせください。

※2 入札参加希望工種に関しては、原則5工種以内となりますが、登録を希望する全ての工種において、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「完成工事高」が0を超える場合のみ、7工種まで申請が可能となりますので、解体を含め6工種以上登録している場合は、ご注意ください。

○平成31年6月1日以降も登録をするために必要な手続き



2 平成31年6月4日(火)の名簿認定日における「解体」の客観点(経営事項等審査基準における客観的事項)の切替え **重要**

「解体」に名簿登録されている方について、客観点(経営事項等審査基準における客観的事項)を経営事項審査結果のとび・土工・コンクリート・解体(経過措置)の総合評定値から解体の総合評定値へ本市において置き換えます。事業者において手続きは不要です。

経過措置期間終了以降

- 平成31年6月1日以降、建設業法改正に伴う経営事項審査の経過措置期間が終了し、とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)の欄が削除されますので、本市の入札参加資格における「解体」の客観点(経営事項等審査基準における客観的事項)は、解体欄の総合評定値にて算出します。

(国・県の経営事項審査結果)

工種	総合評定値	完成工事高(千円)	技術職員数				
			一級	講習受講	基幹	二級	その他
土木一式	730	210,000	3	3	1	3	0
建築一式	560	700	0	0	0	1	0
・							
とび・土工・コンクリート	600	14,000	3	3	0	3	0
・							
・							
解体	500	2,000	3	3	0	3	0
とび・土工・コンクリート							
・解体(経過措置)							

とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)欄削除

(長崎市競争入札参加資格)

工種	総合数値	客観点	工事成績	発注者別評価点										
				技術者数	指名停止	障害雇用	優秀表彰	建災加入	特徴実施	エコ21	一般計画	障害調達	消防協力	
土木一式	806	730	76	29	27	0	0	0	5	5	0	0	0	10
建築一式	582	560	22	0	2	0	0	0	5	5	0	0	0	10
・														
とび・土工・コンクリート	710	600	110	66	24	0	0	0	5	5	0	0	0	10
・														
・														
解体	610	500	110	66	24	0	0	0	5	5	0	0	0	10

「解体」の工種登録要件・・・
 ・建設業の許可を持つこと。
 ・経営事項審査を受けていること。